令和５年度高畠町結婚サポーター設置要綱

（設置）

第１条　本町において、結婚を希望する者の相談に応じ、結婚相談所又はやまがたハッピーサポートセンター（以下「結婚相談所等」という。）の入会又は登録に関する情報提供及び仲立ちを行うことにより、町民の婚姻を促進し、定住の推進と少子化の解消を図るため、高畠町結婚サポーター（以下「結婚サポーター」という。）を置く。

（定義）

第２条　この要綱において、「結婚サポーター」とは、結婚相談所等に入会又は登録に至るまでの仲立ちを務める者をいう。ただし、結婚紹介を業としている者を除く。

（活動内容）

第３条　結婚サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

（１）結婚に関する相談に応じ、結婚相談所等の情報提供を行い、入会又は登録の仲立ちを行うこと。

（２）町が実施する研修会及び情報交換会に参加すること。

（要件）

第４条　結婚サポーターとして認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚の推進に理解と意欲を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）２０歳以上の町内在住者であること。

（２）町税を滞納していない者であること。

（申請）

第５条　申請者は、結婚サポーター認定申請書（別記様式第１号）及び誓約書（別記様式第２号）に運転免許証、個人番号カードその他官公署が発行した顔写真入りの身分証明書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（認定）

第６条　町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を結婚サポーターとして認定するものとする。

２　町長は、前項の規定により結婚サポーターとして認定したときは、申請者に対し、結婚サポーター認定証（別記様式第３号）を交付するものとする。

３　結婚サポーターの認定期間は、第１項の規定による認定を受けた日から起算して２年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、再認定することを妨げない。

（遵守事項）

第７条　結婚サポーターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）独身の男女の結婚支援について、親身に対応すること。

（２）個人の人格を尊重し、差別的な取扱いを一切行わないこと。

（３）相談者からの紹介料等の金品は受け取らないこと。

（４）結婚サポーターの活動上知り得た秘密を漏らさないこと。結婚サポーターを退いた後も同様とする。

（認定の取消し）

第８条　町長は、結婚サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すものとする。

（１）偽りその他不正の手段により認定の決定を受けたとき。

（２）前条に規定する遵守事項に違反したとき。

（３）その他町長が結婚サポーターとして適当でないと認めるとき。

２　町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定の取消しを受けた者に対し、結婚サポーター認定取消通知書（別記様式第４号）により通知するものとする。

３　前項の通知を受けた者は、速やかに認定証を町長に返還しなければならない。

（町の支援）

第９条　町は、結婚サポーターの活動を支援するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

（１）結婚サポーターの資質の向上及び活動に必要な研修等の開催に関すること。

（２）結婚サポーター相互の情報交換を目的とする交流会等の開催に関すること。

（３）その他結婚サポーターの活動の支援に関し必要な事項

（謝礼の額及び交付要件）

第１０条　町長は、相談者が結婚相談所等に入会又は登録に至った結婚サポーターに対し、予算の範囲内において当該相談者１人につき５，０００円の謝礼を交付するものとする。

（１）相談者が結婚相談所等に入会又は登録に至ったとき　１人につき５，０００円

２　前項に規定する謝礼の交付を受けようとする結婚サポーターは、入会若しくは登録、又は成婚に至ったときから起算して６０日以内又は令和６年４月３０日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第１１条　町長は、前条第２項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、謝礼を交付することが適当であると認めるときは、当該結婚サポーターに謝礼を交付するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

高畠町長　殿

結婚サポーター認定申請書

フリガナ			
氏　名			
性　別	男　・　女	生年月日	年　　月　　日
住　所	〒　　―		
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			
職　業			
申請理由	（認定を受けようとした理由、現在取り組んでいる活動など、記入してください。）		
備　考			

申請に当たり、私の町税の納付状況について、町が確認することに同意します。

令和　　年　　月　　日

氏　名

別記様式第２号（第５条関係）

高畠町長　殿

誓　　約　　書

私は、次の事項を遵守し、結婚サポーターとして活動することを誓約します。

これに反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合には、結婚サポーターの認定を取り消されても異議はありません。

１　独身の男女の結婚支援について、親身に対応すること。

２　個人の人格を尊重し、差別的な取扱いを一切行わないこと。

３　相談者からの紹介料等の金品は受け取らないこと。

４　結婚サポーターの活動上知り得た秘密を漏らさないこと。結婚サポーターを退いた後も同様とする。

５　結婚サポーターとしてその活動上知り得た秘密を、宗教活動、政治活動、販売活動その他結婚サポーター以外の活動に利用しないこと。

令和　　年　　月　　日

氏　名

別記様式第３号（第６条関係）

高 畠 町 結 婚 サ ポ ー タ ー 認 定 証

様

あなたを高畠町結婚サポーターに認定します。

認定番号

認定年月日　　令和　　年　　月　　日

有 効 期 限　　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

高畠町長

別記様式第４号（第８条関係）

生　　第　　号
令和　　年　　月　　日

様

高畠町長

高畠町結婚サポーター認定取消通知書

令和　　年　　月　　日付けで決定した高畠町結婚サポーターの認定ついて、次の理由により取り消したので、高畠町結婚サポーター設置要綱第８条第２項の規定により通知します。

ついては、同条第３項の規定により、速やかに認定証を返還してください。

取消理由	

別記様式第５号（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

高畠町長　殿

結婚サポーター氏名

実　績　報　告　書

相談者氏名	
性　　別	男性　・　女性
種　　別	入会　・　登録　・　成婚
結婚相談所等名称	
発 生 期 日	
備　　考	